

国民健康保険料と  
租税法主義



大分会 佐藤 陸典

はじめに

国民健康保険の保険料率を市条例に明記せずに徴収するのは憲法八四條の租税法主義に反するとして、北海道旭川市の男性が市を相手に保険料賦課処分取り消しなどを求めた訴訟の上告審判決で、最高裁判廷(裁判長・町田顕長官)は、平成一八年三月一日、「(国民健康)保険料に憲法八四條の規定が直接に適用されることはない」が、「憲法八四條の趣旨が及ぶ」としたうえで、市条例が「憲法八四條の趣旨に反する」ということもできない」として、男性の上告を棄却した。

以下、最高裁判決の判断に対する私見を述べてみたい。

国民健康保険料と国民健康保険料

国民健康保険料は、昭和二六年度の

田中治教授も「憲法八四條の租税法主義は嚴格であるべきであつて、それとは対照的に、租税に含まれない他の公的負担に対する規制は、より緩やかでよい、などの結論は、当然には導かれぬ。財政議會主義の原則からは、たとえ強制性のない金銭負担(国公立美術館の入場料など)といえども、本来的に代表議會の議決に基づかねばならないというべきである。」と論じている。

たとえ保険料といえども、民主的統制という観点からみて、原則として嚴格な議會統制に服さなければならぬというべきである。

ただし、賦課客体、賦課標準、保険料率(額)、賦課徴収手続等のどれについてどの程度まで法律で規定し、どれかについて一律に論ずることは困難であり、個別の法制度ごとに判断せざるを得ないだろう。

おわりに

最高裁判決では、「市町村が行う国民健康保険の保険料は、……被保険者において保険給付を受け得ることに對する反対給付として徴収されるものである。……被上告人市における国民健康保険事業に要する経費の約三分の二は公的資金によつて賄われているが、

地方税法の一部改正により創設され、同時に国民健康保険法の一部改正が行われて、市町村は、従来どおり同法に基づく保険料を徴収するか、もしくはは保険料を課するかを自由に選択できることとなつた。国民健康保険法の制度が導入されたのは、税としての強制力を利用し、徴収実績を上げようとするためである」とされる。もつとも保険料と保険税では、時効と徴収権の優先順位の違いはあるが、実質的な差異は小さいといわれてきた。

国民健康保険料の形式を選択した場合、租税法(条例)主義が適用され、課税要件法定主義と課税要件明確主義の要求が及ぶことは、秋田市国民健康保険条例事件判決において認められた。では、国民健康保険料の形式を選択した場合、憲法八四條が定める「租税」に該当し、租税法主義の適用はあるのだろうか。

租税法主義の適用

租税法主義とは、法律の根拠に基づくことなしには、国家は租税を賦課・徴収することはできず、国民は租税の納付を要求されることはない、という租税法の基本原則の一つであり、憲法八四條の租税法主義における「租税」とは、通常、「国家が、特別の給付に對する反対給付としてではなく、公共のサービスを提供するための資金を調達する目的で、法律の定めに基づいて私人に課する金銭給付である」とされている。

憲法学の通説である法義説は、「固有の意味の「租税」に属するものでなくとも、すべて公権力により一方的に賦課・徴収される金銭」については、憲法八四條の適用があるとか、「形式的には租税でないとしても、一方的・強制的に賦課・徴収する金銭は、実質的

段階としてこの「奇異さ」は解決すべき問題であり、第二段階として保険料についての統一な理論を作り上げることによつて解決すべき問題ではないだろうか。

〔注〕

- 1 最高裁判平成一八年三月一日大法廷判決・判例タイムズ二〇一五号七六頁(第一審・旭川地裁平成一〇年四月二一日判決・判例時報一六四一四二九頁、控訴審・札幌高裁平成一一一年二月二二日判決・訟務月報四七卷六号一四七九頁)
- 2 遠藤きみ「秋田市国民健康保険料条例適否」、『昭和五四年行政関係判例解説』ぎょうせい、一九八〇年、二二五頁
- 3 田中治「国民健康保険料と国民健康保険料との異同」、『税法学』五四五号、日本税法学会、二〇〇一年、一〇〇頁
- 4 木村収「国民健康保険料の保険料移行問題の今日的意義」、『税』五四卷一四号、ぎょうせい、一九九九年、四頁、田中(前掲3)九七頁
- 5 第一審・秋田地裁昭和五四年四月二七日判決・行政事件裁判例集三〇卷四号八九一頁、控訴審・仙台高裁昭和五七年七月二三日判決・行政事件裁判例集三三卷七号一六一六頁
- 6 金子宏『租税法(第一版)』弘文堂、二〇〇六年、七七頁
- 7 金子(前掲6)九頁
- 8 宮沢俊義著・芦部信喜補訂「全訂日本国憲法」日本評論社、一九七八年、七一〇頁
- 9 樋口陽一・佐藤幸治・中村睦男、浦部法穂共著「註釈日本国憲法下巻」青林書院、一九八八年、二二五頁
- 10 堀勝洋「国民健康保険の保険料の賦課徴収については、租税法(条例)主義が直接に適用されることはないが、その趣旨を踏まえる必要がある」とされた事例(杉屋訴訟控訴審判決)、『季刊社会保険研究』三六卷三号、国立社会保険人口問題研究所、二〇〇〇年、四七〇頁
- 11 堀(前掲10)四七一頁
- 12 斎藤一久「国民健康保険料と租税法主義」旭川国保控訴審判決、「自治研究」七八卷九号、良書研究会、二〇〇〇年、一四六頁
- 13 田中(前掲3)一一四頁
- 14 堀(前掲10)四七一頁
- 15 林仲宣「租税と租税法主義」旭川市国民健康保険訴訟最高裁判決の検討「税」六一巻四号、ぎょうせい、二〇〇六年、一九頁
- 16 水野忠慎「租税法主義と課税条例の明確性」秋田市国民健康保険料条例事件、「憲法判例百選II(第四版)」有斐閣、二〇〇〇年、四三五頁
- 17 斎藤(前掲12)一四四頁

に租税と同視しうるものであり、憲法八四條が適用されると説いている。

一方、手数料等対価性のある金銭については憲法八四條を適用するのではなく、憲法八三條の財政民主主義(財政立憲主義)の問題としてとらえる考えもある。筆者もこれを支持するものである。最高裁判決は、「租税以外の公課であっても、賦課徴収の強制の度合い等の点において租税に類似する性質を有するものについては、憲法八四條の趣旨が及ぶ」と曖昧な表現で判示するが、むしろ憲法八三條の財政民主主義による問題としてとらえたほうがよかつたのではないだろうか。

堀勝洋教授は、「保険者が国(又は地方公共団体)である場合は租税法(条例)主義とは別の観点——このような公権力を有する主体が国民に義務を課し権利・自由を制限するには法律の根拠を要するとする法治主義(憲法四一條・五九條一項、内閣法一一條、地方自治法一四條二項)の観点又は財政民主主義(憲法八三條)の観点——から、保険料の賦課徴収について法律(又は条例)の根拠を要するべきである」と述べている。

しかし、憲法八三條によるとしても、社会保険財政の特殊性を考慮した規律が行われることが要請されるのであつて、単に何らかの法的コントロールがあればいいというものではない。